

# 環境建設常任委員会

令和5年12月11日（月）



## 環境建設常任委員会

定例会名 令和5年第4回定例会  
招集日時 令和5年12月11日(月) 午後1時57分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 池 辺 己実夫  
副委員 長 加 藤 政 之  
委 員 石 原 幸 雄  
" 柳 井 哲 也  
" 小 松 崎 伸  
" 塚 原 正 彦  
" 伊 藤 知 子

欠席委員 なし

議会議務局出席者  
書 記 坂 本 裕 紀  
書 記 田 上 洋 子

## 令和5年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 環境建設常任委員会

議員提出議案第7号	牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例
意見書案第7号	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
請願第6号	下水道料金の値上げ中止を求める請願書

午後1時57分開会

○池辺委員長 ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、

議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

請願第6号 下水道料金の値上げ中止を求める請願書

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

これより議事に入ります。

議員提出議案第7号、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を議題といたします。

議員提出議案第7号について、意見のある方、御発言をお願いします。

○池辺委員長 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、議員提出議案第7号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第7号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

議員提出議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第7号について、意見のある方、御発言をお願いします。

○池辺委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、意見書案第7号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより意見書案第7号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号、下水道料金の値上げ中止を求める請願を議題といたします。

請願第6号について、意見のある方、御発言をお願いいたします。

○池辺委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、請願第6号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより請願第6号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第6号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

○池辺委員長 挙手ありません。よって、請願第6号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります牛久市の太陽光発電条例の制定については、本委員会に議員提出議案として付託されたことを踏まえ、継続調査を終了することに御意見のある方は御発言をお願いします。石原委員。

○石原委員 1点ちょっと確認をしたいんですけども、確認というか意見になるんですけども、たしか条例中に規則の条項があったかと思いますが、それについては委員長、今後どういふふうな方向で規則の制定をお考えですか。執行部のほうと詰めていくという理解でいいのかどうか、ちょっと確認をしたいんですけども。

○池辺委員長 ただいま石原委員より太陽光の規則についての発言がありました。本委員会の所管事項調査すべきとの意見がありましたが、その規則について、皆さんもどのようにしたらいいか、このまま継続したらいいか諮りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

お諮りします。

太陽光の条例は作ったのですが、その規則について、これから調査事項として本委員会の閉会

中の所管事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 異議なしと認めます。よって、本委員会で太陽光の条例の規則についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査することに決し、議長宛て、閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

次に、付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御意見がなければ、付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 1 0 分閉会